

別添

令和8年度鳥取県原子力防災支援基地運営業務委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度鳥取県原子力防災支援基地運営業務（以下「本業務」という。）

2 適用範囲

本仕様書は、本業務について必要な事項を定めたものである。

3 業務の目的

鳥取県では、原子力災害により住民等の避難が必要となった場合、避難経路上に会場を設けて、避難車両や避難住民等への放射性物質の付着の有無を確認する「避難退域時検査」等を実施することとしている。

これらに必要な資機材（3会場分）は、コンテナ内に一括収納した上で、2か所の鳥取県原子力防災支援基地（以下、「支援基地」という。）に保管している。

本業務により、平時においては、支援基地や資機材の点検等により適切な管理を行うとともに、災害発生時又は訓練実施時等においては、支援基地に直行し、コンテナの積載及び検査会場に輸送することにより、検査会場の開設及び住民避難の円滑化を図ることを目的とする。

4 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 業務場所

支援基地（鳥取基地）（以下、「鳥取基地」という。）鳥取県鳥取市松原256番地1ほか

支援基地（江府基地）（以下、「江府基地」という。）鳥取県日野郡江府町美用835番地17

6 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとし、各業務の予定数量は別紙1のとおりとする。

(1) 支援基地（鳥取基地及び江府基地）の管理・点検

ア 機械警備

支援基地（鳥取基地及び江府基地）内にカメラ・センサー等を設置し、24時間体制での機械警備を実施すること。※支援基地の概要は別添1を参照

- ・機械警備にて建物及び建物周辺の防犯・火災を24時間監視
 - ・異常がある場合は最寄りの待機所から警備員が駆けつけ確認・報告
 - ・監視カメラは2台（屋内1、屋外1）設置
 - ・監視カメラ（クラウド）にて、支援基地の内外部を録画（180日間録画データを保存）し、発注者にて指定されたURLから現地のライブ映像・録画映像が確認可能
- カメラ・センサー等の設置は契約締結後1ヶ月以内に設置するものとする。
なお、カメラ・センサー等の設置撤去に係る費用は受注者の負担とし、電気代は発注者の負担とする。

イ 消防用設備等の点検

消防法に基づき消防用設備等の点検（機器点検（半年点検）及び総合点検（1年点検））を行い、その結果を消防長又は消防署長に報告すること。

ウ 照明設備の点検

支援基地にある照明設備について全てが点灯するかを年1回確認すること。

エ その他

異常を発見した場合は、直ちに発注者に対して電話等で連絡を行うこと。

(2) コンテナ・資機材の点検

ア コンテナの点検

- ・支援基地内に保管するコンテナを、別紙3-1及び別紙3-2のコンテナ点検表に基づき、年

1 回点検を行うこと。

支援基地	コンテナ	備考
鳥取基地	10フィート (ft) コンテナ：18基 20フィート (ft) コンテナ：2基	20ft コンテナは屋外
江府基地	10フィート (ft) コンテナ：9基	

イ 発電機の点検

- 支援基地のコンテナ内に保管する発電機について、別紙4-1及び別紙4-2の点検表に基づき、年6回点検、調整等を行うこと。

基地	コンテナ区分	コンテナNo	品名	数量	メーカー	型式
鳥取 基地	10ft コンテナ	22-001	発電機 5.5KVA	1台	ホンダ	EU55iS
	10ft コンテナ	31-001	発電機 5.5KVA	1台	ホンダ	EU55iS
	10ft コンテナ	31-002	発電機 5.5KVA	1台	ホンダ	EU55iS
	10ft コンテナ	32-001	発電機 2.8KVA	1台	ヤマハ	EF2800iSE
	10ft コンテナ	32-002	発電機 2.8KVA	1台	ヤマハ	EF2800iSE
	10ft コンテナ	40-002	発電機 5.5KVA	1台	ヤマハ	EF5500iSDE
	10ft コンテナ	22-002	発電機 5.5KVA	1台	ヤマハ	EF5500iSDE
	10ft コンテナ	31-003	発電機 5.5KVA	1台	ホンダ	EU55iS
	10ft コンテナ	31-004	発電機 5.5KVA	1台	ヤマハ	EF5500iSDE
	10ft コンテナ	32-003	発電機 2.8KVA	1台	ヤマハ	EF2800iSE
	10ft コンテナ	32-004	発電機 2.8KVA	1台	ヤマハ	EF2800iSE
	10ft コンテナ	40-004	発電機 5.5KVA	1台	ヤマハ	EF5500iSDE
	20ft コンテナ	U31A-689	発電機 5.5KVA	1台	ヤマハ	EF5500iSDE
	20ft コンテナ	U31A-690	発電機 5.5KVA	1台	ヤマハ	EF5500iSDE
江府 基地	10ft コンテナ	22-003	発電機 5.5KVA	1台	ホンダ	EU55iS
	10ft コンテナ	31-005	発電機 5.5KVA	1台	ヤマハ	EF5500iSDE
	10ft コンテナ	31-006	発電機 5.5KVA	1台	ヤマハ	EF5500iSDE
	10ft コンテナ	32-005	発電機 2.8KVA	1台	ヤマハ	EF2800iSE
	10ft コンテナ	32-006	発電機 2.8KVA	1台	ヤマハ	EF2800iSE
	10ft コンテナ	40-006	発電機 5.5KVA	1台	ヤマハ	EF5500iSDE

ウ その他

異常を発見した場合は、直ちに発注者に対して電話等で連絡を行うこと。

(3) コンテナの輸送

ア 輸送概要

発注者の保有するコンテナを支援基地から発注者が指定する輸送先に輸送し設置すること。
発注者の保有するコンテナを発注者が指定する輸送先から支援基地へ輸送し返戻すること。

イ 輸送対象コンテナ

保管場所	コンテナ	規格	数量
鳥取基地	10ft コンテナ	幅 3.05m×奥行 2.10m×高さ 2.10m 最大総重量約 2.8 トン (自重 1.02 トン)	18基
	20ft コンテナ	幅 2.438m×奥行 6.058m×高さ 2.591m 最大総重量約 5.1 トン (自重 2.5 トン)	2基
江府基地	10ft コンテナ	幅 3.05m×奥行 2.10m×高さ 2.10m 最大総重量約 2.8 トン (自重 1.02 トン)	9基

※10ft コンテナは9基で1会場分、20ft コンテナは2基で1会場分の資機材を収納

※コンテナに収納する資機材は別添2を参照

ウ 輸送先

区分	場所	参考：支援基地からの距離	
		鳥取基地	江府基地
①山陰道・国道9号線方面	東伯総合公園	約45km	—
	名和農業者トレーニングセンター	約63km	—
	中山農業者トレーニングセンター	約56km	—
②米子道・国道181号線方面	伯耆町 B&G 海洋センター	—	約27km
	江府町立総合体育館	—	約9km
③江府基地内	江府基地内	—	約0km

※その他、上記以外の場所に輸送する場合もあり得る。

エ 輸送方法等

コンテナの輸送等の実施に当たっては以下によること。

(ア) 輸送は迅速性を求め、出来る限り短時間で輸送完了するため、以下の輸送方法を基本とする。

コンテナ	基数/会場	輸送方法
10ftコンテナ	9基	必要な台数の各トラックが1回(片道)で輸送する。 (大型トラック1台にコンテナ3基を積載し、トラック3台で輸送する等)
20ftコンテナ	2基	必要な台数の各トラックが1回(片道)で輸送する。 (大型トラック1台にコンテナ1基を積載し、トラック2台で輸送する)

(イ) コンテナの積み下ろしはクレーン車で行うこととし、支援基地と輸送先にそれぞれクレーン車を配置して作業を行うこと。

(ウ) 支援基地から指定する輸送先まで輸送する日と、輸送先から支援基地へ輸送(返戻)する日は別日となることが基本であることに留意すること。

(エ) コンテナに収納する資機材の固定状況の確認を行い、必要に応じて損傷対策を行うこと。

(オ) 輸送は事前に日程・輸送体制等について発注者の承認を受けた上で実施すること。

(カ) 輸送の際、コンテナ同士の接触等により棄損しないようにすること。

(キ) その他、異常を発見した場合は、直ちに発注者に対して電話等で連絡を行うこと。

(ク) 発注者が別途発注する資機材の展開設営業者と調整を行い、コンテナの受け渡しを行うこと。

(4) その他

ア 支援基地の開錠等に必要な鍵を4の業務期間中に貸与するものとし、適切に保管管理を行うとともに業務期間終了後に速やかに返却すること。

イ 本仕様書に定めのない事項については発注者と協議し決定すること。

ウ 本仕様書及び法令により定めのない様式については自由とする。

エ (1)及び(2)の業務を実施した際、異常等により部品の修理、交換等が必要となった場合は見積書を提出すること。

なお、修理、交換等の費用は本業務に含まないものとし、別途契約手続きにより対応するものとする。

7 業務実施計画書

受注者は、契約締結後、速やかに次の事項を記載した業務実施計画書を発注者へ提出すること。

また、発注者は別途、発注者の緊急連絡先を受注者に示すものとする。

(1) 業務実施要領(支援基地の管理方法、輸送設備等)

(2) 業務実施体制(責任者、担当者)

(3) 担当者連絡先(土日祝日を含め24時間、連絡が取れる連絡先であること。)

8 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

9 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額（単価契約による場合は、契約期間中の支払予定総額）が、6に示す項目ごとの契約単価（以下「各契約単価」という。）に各項目の予定数量を乗じて得た金額の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てて。以下「支払予定総額」という。）の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

10 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、本業務に従事する者並びに9の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1)から(2)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) (1)から(3)までの規定は、業務期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

11 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

12 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

13 作業時の事故防止及び事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守し、安全に十分配慮した上で事故等の防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (3) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

14 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

15 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は当該部分について履行の義務を免れ、発注者は当該部分について委託料の支払義務を免れる。

16 完了報告及び検査

- (1) 四半期毎に本業務を完了した日から20日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに業務完了報告書(別紙2)に、コンテナの点検を実施した場合は別紙3-1及び別紙3-2を、発電機の点検を実施した場合は別紙4-1及び別紙4-2を、それぞれ添付し、発注者に提出する。
ただし、第4四半期分は、本業務完了と同時に提出すること。
- (2) 発注者は、(1)の業務完了報告書を受理した日から10日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに当該四半期の本業務の完了を確認するための検査を行い、その結果、合格と認めるときは、その旨を受注者に通知する。

17 委託料の支払

- (1) 受注者は、16(2)の通知を受理し、当該四半期分の委託料を発注者に請求するものとする。
その際の請求額は、各契約単価にそれぞれの実績数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。
- (2) 発注者は正当な請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。
- (3) 発注者が正当な理由なく(1)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。

18 違約金

受注者は、4の業務期間内に本業務を完了できなかつたときは、支払予定総額から既完了部分(受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があるとめたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数1日につき、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

19 業務の中断・中止

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の履行を一時中断又は中止させることができる。

20 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

21 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

22 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

別紙 1

令和 8 年度鳥取県原子力防災支援基地運営業務の予定数量

※以下の回数等については、予定数量のため変動することがある。

(1) 支援基地管理

ア 鳥取基地

名称	摘要	予定数量	単位	備考
機械警備	カメラ・センサー等による 24 時間警備	1 2	月	
消防法に基づく点検	機器点検 (半年点検)	1	回	
	総合点検 (1 年点検)	1	回	
設備点検	照明設備の点検	1	回	

イ 江府基地

名称	摘要	予定数量	単位	備考
機械警備	カメラ・センサー等による 24 時間警備	1 2	月	
消防用設備の点検	機器点検 (半年点検)	1	回	
	総合点検 (1 年点検)	1	回	
設備点検	照明設備の点検	1	回	

(2) コンテナ・資機材の点検

ア 鳥取基地

名称	摘要	予定数量	単位	備考
10 フィートコンテナ	点検	1 8	基	
20 フィートコンテナ	点検	2	基	
発電機	点検	8 4	台	1 4 台×6 回

イ 江府基地

名称	摘要	予定数量	単位	備考
10 フィートコンテナ	点検	9	基	
発電機	点検	3 6	台	6 台×6 回

(3) コンテナの輸送

ア 鳥取基地

名称	輸送先	予定数量	単位	備考
10ft コンテナ (9基)	①山陰道・国道9号線沿いの避難退域時検査会場 (東伯総合公園、名和農業者トレーニングセンター、中山農業者トレーニングセンターのいずれか)	2	回	<ul style="list-style-type: none"> ・1会場分のコンテナ(9基)の支援基地と輸送先との間の往復輸送で1回とする ・支援基地から輸送先までの輸送日と輸送先から支援基地への輸送(返戻)日は別日となることが基本 ・必要な台数の各トラックが1回(片道)での輸送を基本(大型トラック3台×コンテナ3基で輸送等) ・クレーンは支援基地と輸送先に各1台(計2台)配置 ・単価に車両費、人件費等の輸送に必要な経費の全てを含める
20ft コンテナ (2基)	①山陰道・国道9号線沿いの避難退域時検査会場 (東伯総合公園、名和農業者トレーニングセンター、中山農業者トレーニングセンターのいずれか)	1	回	<ul style="list-style-type: none"> ・1会場分のコンテナ(2基)の支援基地と輸送先との間の往復輸送で1回とする ・支援基地から輸送先までの輸送日と輸送先から支援基地への輸送(返戻)日は別日となることが基本 ・必要な台数の各トラックが1回(片道)での輸送を基本(大型トラック2台×コンテナ1基で輸送) ・クレーンは支援基地と輸送先に各1台(計2台)配置 ・単価に車両費、人件費等の輸送に必要な経費の全てを含める
	②米子道・国道181号線沿いの避難退域時検査会場(伯耆町B&G海洋センター、江府町立総合体育館のいずれか)	1	回	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な台数の各トラックが1回(片道)での輸送を基本(大型トラック2台×コンテナ1基で輸送) ・クレーンは支援基地と輸送先に各1台(計2台)配置 ・単価に車両費、人件費等の輸送に必要な経費の全てを含める

イ 江府基地

名称	輸送先	予定数量	単位	備考
10ft コンテナ (9基)	②米子道・国道181号線沿いの避難退域時検査会場(伯耆町B&G海洋センター、江府町立総合体育館のいずれか)	1	回	<ul style="list-style-type: none"> ・1会場分のコンテナ(9基)の支援基地と輸送先との間の往復輸送で1回とする ・支援基地から輸送先までの輸送日と輸送先から支援基地への輸送(返戻)日は別日となることが基本 ・必要な台数の各トラックが1回(片道)での輸送を基本(大型トラック3台×コンテナ3基で輸送等) ・クレーンは支援基地と輸送先に各1台(計2台)配置 ・単価に車両費、人件費等の輸送に必要な経費の全てを含める

10ftコンテナ (9基)	③江府基地	1	回	<ul style="list-style-type: none"> ・建物内のコンテナを屋外の別の場所に配置する経費 ・建物内から屋外の輸送先までの輸送日と屋外の輸送先から建物内への返戻日は別日を基本 ・クレーンは基地に1台配置 ・単価に車両チャーター費、人件費等を全て含める
------------------	-------	---	---	---

※上記以外の輸送先に輸送する場合は、適用する単価等について協議等する。

別紙2

業務完了報告書（令和8年度第○四半期）

鳥取県危機管理部原子力安全対策課長 様

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

令和8年度鳥取県原子力防災支援基地運営業務委託仕様書に基づき、令和8年度第○四半期の業務を完了しましたので報告します。

1 業務期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 業務実施内容

業務内容	実施日	実施内容	実施結果	備考
(1)原子力防災支援 基地の管理・点検			異常 有・無 ※異常有の場合 はその詳細を 別紙等に記載	
(2)コンテナ・資機 材の点検			異常 有・無 ※異常有の場合 はその詳細を 別紙等に記載	別紙3-1 別紙3-2 別紙4-1 別紙4-2
(3)コンテナの輸送				別紙5
(4)その他				

コンテナ点検とりまとめ表

- ・ 点検実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- ・ 点検実施者氏名 _____
- ・ 点検結果

基地	コンテナ区分	コンテナ No	異常等	特記事項	
鳥取 基地	10ft コンテナ	10-001	有・無		
	10ft コンテナ	21-001	有・無		
	10ft コンテナ	22-001	有・無		
	10ft コンテナ	31-001	有・無		
	10ft コンテナ	31-002	有・無		
	10ft コンテナ	32-001	有・無		
	10ft コンテナ	32-002	有・無		
	10ft コンテナ	40-001	有・無		
	10ft コンテナ	40-002	有・無		
	10ft コンテナ	10-002	有・無		
	10ft コンテナ	21-002	有・無		
	10ft コンテナ	22-002	有・無		
	10ft コンテナ	31-003	有・無		
	10ft コンテナ	31-004	有・無		
	10ft コンテナ	32-003	有・無		
	10ft コンテナ	32-004	有・無		
	10ft コンテナ	40-003	有・無		
	10ft コンテナ	40-004	有・無		
		20ft コンテナ	U31A-689	有・無	
		20ft コンテナ	U31A-690	有・無	
江府 基地	10ft コンテナ	10-003	有・無		
	10ft コンテナ	21-003	有・無		
	10ft コンテナ	22-003	有・無		
	10ft コンテナ	31-005	有・無		
	10ft コンテナ	31-006	有・無		
	10ft コンテナ	32-005	有・無		
	10ft コンテナ	32-006	有・無		
	10ft コンテナ	40-005	有・無		
	10ft コンテナ	40-006	有・無		

コンテナ点検個別表

- ・ 点検実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- ・ 点検実施者氏名 _____
- ・ コンテナ番号 _____
- ・ 点検項目

1. 外観に関する項目

	個別項目	異常等	異常・特筆事項に関する詳細
コンテナ本体	腐食がないか	有・無	
	亀裂がないか	有・無	
	変形がないか	有・無	
フォークポケット下板	腐食がないか	有・無	
	亀裂がないか	有・無	
	変形がないか	有・無	
開戸	ヒンジ部分に腐食がないか	有・無	
	ヒンジ部分に亀裂がないか	有・無	
	ヒンジ部に変形がないか	有・無	
	ヒンジピンに溶接切れや落失がないか	有・無	
	開閉が円滑であるか	有・無	
	防水ゴムに異常がないか	有・無	
開戸開閉装置	各部に異常、変形がないか	有・無	
	落失がないか	有・無	
	操作が円滑であるか	有・無	
塗装、表記関係	塗装に著しい汚れがないか	有・無	
	コンテナ番号がはっきり見えること	有・無	
	票差し類の取付状態に異常がないこと	有・無	
	点検票差しに点検票が入っていること	有・無	
	表記類に剥離がないか	有・無	
	RFID タグの脱落はないか ※20ft コンテナのみ	有・無	
コンテナの安全な保管・輸送の観点から特筆すべき点		有・無	

※点検項目は、JR 貨物のコンテナ点検項目に準じている

2. 内観に関する項目

個別項目	結果	異常・特筆事項に関する詳細
①コンテナ内部への雨漏り、浸水、カビの発生ないか	有・無	
②コンテナ内資機材の破損等は見られないか	有・無	
③収納している資機材が荷崩れを起こしていないか	有・無	
④その他資機材の保管状態に関して特筆すべき点	有・無	

発電機点検とりまとめ表

- ・ 点検実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- ・ 点検実施者氏名 _____
- ・ 点検結果

基地	コンテナ No.	発電機の機種 (型式)	異常等	特記事項
鳥取 基地	22-001	EU55iS	有・無	
	31-001	EU55iS	有・無	
	31-002	EU55iS	有・無	
	32-001	EF2800iSE	有・無	
	32-002	EF2800iSE	有・無	
	40-002	EF5500iSDE	有・無	
	22-002	EF5500iSDE	有・無	
	31-003	EU55iS	有・無	
	31-004	EF5500iSDE	有・無	
	32-003	EF2800iSE	有・無	
	32-004	EF2800iSE	有・無	
	40-004	EF5500iSDE	有・無	
	U31A-689	EF5500iSDE	有・無	
	U31A-690	EF5500iSDE	有・無	
江府 基地	22-003	EU55iS	有・無	
	31-005	EF5500iSDE	有・無	
	31-006	EF5500iSDE	有・無	
	32-005	EF2800iSE	有・無	
	32-006	EF2800iSE	有・無	
	40-006	EF5500iSDE	有・無	

発電機点検個別表

- ・ 点検実施日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- ・ 点検実施者氏名 _____
- ・ コンテナ番号 _____
- ・ 発電機機種名 _____
- ・ 点検結果

項目	個別項目	異常等	異常・特筆事項 に関する詳細
機動	点検	有・無	
エンジンオイル	点検	有・無	
エアクリーナー	点検（必要に応じて清掃）	有・無	
点火プラグ	点検（必要に応じて調整）	有・無	
スパークアレスタ	点検（必要に応じて清掃）	有・無	
その他	点検	有・無	

※発電機の起動に必要なガソリンは受注者が準備すること

※修理、交換が必要なものについては、別途契約手続により対応

コンテナ輸送 完了報告書

1 実施日

2 輸送元

3 輸送先

4 輸送コンテナ

5 使用車両

6 行程

(1) 往路 (月 日)

(2) 復路 (月 日)